

○農林水産省告示第1167号

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第9条第6項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（平成29年7月25日農林水産省告示第1262号）の全部を次のように変更したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和4年7月25日

農林水産大臣 金子原二郎

我が国は、国土の約7割を占める豊かな森林による水源涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイをはじめとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給に加え、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮しており、内水面漁業を農林業、観光業と関連させながら地域産業を形成している中山間地域も多い。内水面の第5種共同漁業権を免許された水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）は、種苗放流等による水産資源の増殖や漁場環境の整備等、河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような活動が多面的機能の発揮にも寄与している。

内水面における漁獲量・産出額は、漁場環境の悪化、漁業者の減少、水産物消費量の減少、カワウや特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。以下同じ。）による食害等により、昭和53年の138000トン、平成10年の662億円をピークに減少傾向にあったが、平成20年代以降は年間2～3万トン、160～200億円の横ばいで推移している。一方、養殖については、生産量は昭和63年の99000をピークに減少し、平成20年代以降は3～4万トンの横ばいで推移しているが、産出額については近年増加傾向にあり、令和元年には10年前と比較して約40パーセント増の1190億円となっている。これは、内水面養殖生産量の約5割を占めるウナギの産出額が増大していることによる。

内水面漁業協同組合の正組合員数は、昭和58年の567000人をピークに、平成30年には27万人まで減少している。内水面養殖業の従事者数についても、昭和48年の43000人から平成30年には9000人にまで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。将来にわたって内水面漁業が持続的に営まれるとともに多面的機能が発揮され、水産物の供給や農林業・観光業との連携による地域振興が図られるよう、関係府省、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携して取り組むことが必要となっている。

この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項等を定めるものである。な

お、この基本方針は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第1 内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と農業、観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨として、関係省庁、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発や、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。

第2 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、温暖化等による環境変化に対応する効果的な増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術・放流手法等の得られた成果が広く活用されるように普及を図る。内水面水産資源は、採捕の多くが遊漁者によるものであり、経済性を考慮しつつ、漁場の環境収容力の範囲内で秩序ある遊漁利用を増やしていくことが、資源と漁場の持続的利用を図る上で重要である。このことを踏まえ、増殖を行うに当たっては、遊漁の実態や遊漁者数の動向も考慮に入れ、遊漁者を呼び込める魅力ある漁場の形成を図ることとする。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2 カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等

カワウについては、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成26年4月23日農林水産省・環境省公表）に従い、被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標の達成を図る。目標期間が終了した際には、それまでの取組の成果や調査等によって得られた知見を総括して、令和6年度以降の中長期的な目標を策定し、被害状況を踏まえ、個体群管理と被害地における被害防止対策を継続的に行う。オオクチバス等の特

定外来生物については、これまでの防除活動によって生息数が減少した水域でのリバウンド防止技術や、侵入初期段階での定着防止に資する技術等、効果的な防除技術の開発を行い、内水面水産資源に重大な被害が生じている地域において、適切な目標を定め、効果を検証しながら防除を推進する。

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進する。また、海外における伝染性疾病の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必要な情報を迅速に提供する。さらに、海外からの輸入防疫対象疾病の侵入を防ぐため、管理命令等を的確に運用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

第3 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

1 内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

2 内水面に係る水量の確保

内水面における水量の確保を図るため、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透枡、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の維持又は回復に努めるものとする。

3 森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、その移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、堰等の河川横断施設について、魚道の設置及び改良並びに適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底の造成、コイ、フナ等の産卵場となる産卵植

生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉増殖礁等の設置等の取組を推進する。

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

第4 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

内水面における主要な漁業生産を担う湖沼漁業の経営体育成を図るため、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえて、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」を活用した振興が進むよう、ICTを活用した漁業対象種の資源管理、担い手の確保・育成、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革等の取組を推進する。また、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び養殖用配合飼料が総費用に占める割合が大きく、これらの価格の変動が経営に与える影響が大きいことから、これらの影響を緩和することを目的として、燃油と配合飼料の価格高騰対策を適切に実施する。

養殖業においては、近年、生食市場の拡大が顕著である、海面で養殖されるサケ・マス類の種苗について、国内の供給力を強化するため、海面養殖業者のニーズ調査、種苗生産に適した内水面における地域や施設の洗い出し等、課題の整理と対応に向けた検討を行う。ウナギ資源の持続可能な利用を確保していくため、国際的な取組としては、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との4か国・地域での池入れ量制限、科学的な助言の提供等を行うための科学者会合の開催をはじめとする資源管理を一層推進する。国内においては、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第132条第1項に規定する特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であって、当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の違法な採捕に対する罰則規定が新たに創設され、令和5年12月から適用されることを踏まえ、ウナギの稚魚を特定水産動植物に指定するとともに、その流通が不透明であるとの指摘があることから、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。令和4年12月施行。）に基づき、流通の適正化を図る（ウナギの稚魚に対する同法の規定は、令和7年12月に適用。）。また、法第26条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を継続する。加えて、ウナギは養殖用種苗の全てを天然採捕

に依存していることから、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイ等については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）等を踏まえて、海外でのセミナーやプロモーション等の取組を促進するとともに、疾病管理体制の構築、外国産ニシキゴイとの差別化に資する規格の策定や認証の取得等に向けた取組を支援し、更なる輸出の拡大を図る。

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を法第28条に基づく届出養殖業に位置付ける。

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が中心となって、漁場を持続的に管理できる体制の構築を推進する。また、内水面漁業者と地域住民、遊漁者等の内水面利用者、水産動植物の増殖や生態系の保全等に取り組む者等、多様な主体が協働して行う河川・湖沼の水草除去や清掃、内水面生態系の維持・保全のための活動、多面的機能に係る理解の増進と関係人口の増加を図るための環境教育、漁業や釣り体験等の場の提供、これらの活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組等を支援する。さらに、このような取組が契機となって、内水面漁業を核に、農林業、観光業、遊漁をはじめとする内水面レジャー産業等が連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努める。

3 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。また、令和2年12月に施行された漁業法等の一部を改正する等の法律による水産業協同組合法の改正により、一定の日数以上水産動植物の増殖をする者が内水面漁業協同組合の組合員資格を有する者に追加されたことを踏まえ、水産資源や自然環境の保全等に携わる多様な人材が内水面漁業協同組合の活動に関心を持ち、組合活動の活性化や新規組合員・職員の確保に結び付くよう、地域における理解の促進を図る。

4 商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要や新型コロナウイルス感染症の影響による消費の変化に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の向上、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路の拡大・多様化等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについては、近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にあるため、環境変化への対応や回帰率の良い取組事例の横展開、野生魚を活用したふ化放流技術開発等、人工種苗の遺伝的な影響も含めた研究等を早急に進める。資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、河川域及び海域における生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発、石倉増殖礁の設置等による生息環境の改善を推進する。

6 国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁をはじめとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法第60条第5項第5号に規定する第5種共同漁業の対象となる内水面では、海面と異なり有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第5種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第168条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚、卵の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

第5 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1 協議会

法第35条第1項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。また、協議会の設置が促進されるよう、これまでに設置された協議会の活動状況や活動における課題等について、広く情報を収集するとともに、全国への普及を図る。

2 持続可能な漁場管理体制の構築

第5種共同漁業権の免許を受け、内水面水産資源の増殖と漁場管理を行っている内水面漁業協同組合は、組合員数・職員数の減少や高齢化、遊漁料収入の減少等により運営体制が脆弱になっていることから、放流に頼らない増殖やICTを活用した漁場監視、遊漁者と連携した密漁防止等、効率的な増殖・漁場管理手法の導入による運営体制の強化を支援する。また、将来にわたり持続的に増殖や漁場管理を担うことができる体制の構築に向けて、内水面漁業協同組合の合併や連携等についても幅広い視点で検討を行う。加えて、これらの取組を進めるに当たっては、都道府県レベル及び全国レベルの内水面漁業協同組合連合会が、活動方針を策定して取組を先導するなど指導的役割を果たす必要があることから、同連合会の機能強化を図る。

3 頻発・大規模化する自然災害への対策

近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が内水面動植物に与える影響の評価や被害を受けた内水面水産資源の早期の回復方法、内水面動植物への影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。また、ダムの事前放流に係る情報等を関係者間で共有するための連携体制を引き続き推進する。

4 平成23年原子力事故等による被害等への対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故及びその後の廃炉に向けた措置等（以下「平成23年原子力事故等」という。）に起因する、漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和3年12月28日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）に沿って、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質検査に対する支援、遊漁者や消費者に対する正確な情報提供を引き続き行うとともに、必要に応じて追加的な風評対策を検討する。また、平成23年原子力事故等による損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対し被害者に寄り添った誠実な対応を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。